

第1条（事業の目的）

社会福祉法人滝川会が開設するあじさい園が行う介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、あじさい園での介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、総合事業対象者にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護（介護予防通所介護相当）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

介護予防通所介護相当サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第3条（事業所の名称等）

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）を行う名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 あじさい園
- 2 所在地 前橋市川曲町536番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

あじさい園に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、あじさい園の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 従業者

| | | | |
|---------|-------|------|---------------------|
| 生活相談員 | 介護福祉士 | 3名 | （常勤：介護職員と兼務） |
| 看護職員 | 看護師 | 4名以上 | （常勤・非常勤：機能訓練指導員と兼務） |
| 介護職員 | | 9名以上 | （常勤・非常勤：生活相談員と兼務） |
| 機能訓練指導員 | 理学療法士 | 1名 | （常勤） |
| | 看護師 | 4名以上 | （常勤・非常勤：看護職員と兼務） |

*従業者は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）提供に当たる。

- 3 事務職員 1名（併設特別養護老人ホームの事務員と兼務）*事務職員は、必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

あじさい園の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（国民の祝日含む）までとする。
ただし、年末年始12月29日から1月3日までを除く。（年度により変更あり）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。
（各利用者の所要時間に応じた区分とする）

*但し延長利用として午前7時30分から午後8時30分までの間で最大12時間までサービス提供を行う。

第6条（利用定員） 利用定員は45名とする。

(但し、介護給付通所介護利用者・介護予防通所介護利用者を含む)

第7条 (予防通所介護の内容)

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防通所介護相当)の介護の内容は次の通りとする。

- 1 生活指導(相談援助等)
- 2 生活機能向上グループ活動サービス
- 3 運動器機能向上サービス
- 4 栄養改善サービス
- 5 口腔機能向上サービス
- 6 介護サービス
- 7 介護方法の指導
- 8 健康状態の確認・指導
- 9 送迎
- 10 給食サービス
- 11 入浴サービス
- 12 その他利用者に対する便宜の提供

第8条 (利用料等)

1 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス(介護予防通所介護相当)を提供した場合の利用料の額は、前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項が定める額とし、当該介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用として 700円

(2) その他介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるのに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、前橋市(箱田町・後家町・前箱田町・前箱田町2丁目・川曲町・稲荷新田町・下新田町・上新田町・小相木町・小相木町1丁目・古市町・古市町一丁目・江田町・朝日が丘町・光が丘町・大利根町1丁目・大利根町2丁目・新前橋町・青葉町・石倉町・元総社町・南町)の区域とする。ただし、介護予防通所介護相当サービスについては前橋市のみとする。

その他の区域については事業所と個人との協議により実施を行う。

第10条 (サービス利用に当たっての留意事項)

利用者は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス(介護予防通所介護相当)の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 2 施設設備を利用する際には、その本来の用途に従い職員の指示を守ること。
- 3 浴室を利用する際には、衛生上の注意を守るとともに介護職員の指示に従うこと。
- 4 送迎用車両の乗降に際しては、安全管理に配慮すること。
- 5 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第11条 (緊急時における対応方法)

従業者は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防通所介護相当)を実施中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し

適切な対応をとらなければならない。

第12条（非常災害対策）

- 1 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、あじさい園はこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

第13条（苦情処理）

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス（介護予防通所介護相当）提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス（介護予防通所介護相当）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供したに介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス（介護予防通所介護相当）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第14条（個人情報保護）

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第15条（虐待の防止の為の措置に関する事項）

- 1 事業者は利用者の人権擁護・虐待防止等の為、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (3) その他虐待防止の為に必要な措置。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（その他運営に関する重要事項）

- 1 あじさい園は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した 日という。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人滝川会とあじさい園の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日よりみなし指定終了に伴い一部記載事項追加。

この規程は、平成30年8月1日より負担割合変更に伴い一部記載事項変更。

この規程は、令和元年10月1日から介護報酬改定により、利用料及び食費額を変更する。

この規程は、令和2年5月1日より職員体制変更にて一部記載事項変更。

この規程は、令和3年4月1日より介護報酬改定により、利用料を変更・一部記載事項を追加する。

この規程は、令和4年3月1日より職員体制変更にて一部記載事項変更。

この規程は、令和5年4月1日より職員体制変更にて一部記載事項変更。

通常の事業の実施地域は、前橋市（箱田町・後家町・前箱田町・前箱田町2丁目・川曲町・稻荷新田町・下新田町・上新田町・小相木町・小相木町1丁目・古市町・古市町一丁目・江田町・朝日が丘町・光が丘町・大利根町1丁目・大利根町2丁目・新前橋町・青葉町・石倉町・元総社町・南町）の区域とする。

その他の区域については事業所と個人との協議により実施を行う。